4　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第六の十二による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三　当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

五　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六　前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8　認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十三による確認書を交付するものとする。

9　認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

別記様式第6の1（第34条関係）から別記様式第6の14（第36条関係）まで　削除

別記様式第6の1（第34条関係）
別記様式第6の2（第34条関係）
別記様式第6の3（第34条関係）
別記様式第6の4（第35条関係）
別記様式第6の4（別紙）（第35条関係）
別記様式第6の5（第35条関係）
別記様式第6の6（第35条関係）
別記様式第6の7（第35条関係）
別記様式第6の8（第36条関係）
別記様式第6の9（第36条関係）
別記様式第6の10（第36条関係）
別記様式第6の11（第36条関係）
別記様式第6の12（第36条関係）
別記様式第6の13（第36条関係）
別記様式第6の14（第36条関係）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　総合特別区域法第二十六条第一項に規定する指定法人が実施するこの府令の施行の日前に受けた改正前の総合特別区域法施行規則第十五条第一項第二号に規定する指定に係る同号に規定する指定法人事業実施計画に定められた同号に規定する特定国際戦略事業については、なお従前の例による。